

令和 7 年度第 1 回社会復帰促進等事業に関する検討会 議事要旨
(令和 7 年 7 月 8 日開催)

＜総論＞

- 社会復帰促進等事業費については、必要な事業の見直しを行い、平成 25 年度予算の水準を目指していただきたい。令和 7 年度予算は 914 億円であり、労働者健康安全機構施設整備費補助金や未払賃金立替払事務実施費等が大幅に増加。社会復帰促進等事業の趣旨・目的に直結しない事業は大胆に見直すとともに、その他の事業も含めて P D C A サイクルをしっかりと回していただきたい。
- 目標設定の在り方について、前年度の目標を達成した上で引き続き同水準の目標を設定しているものの、その理由が明記されていない事業が多数みられる。また、令和 6 年度は目標を大幅に上回る実績であるにもかかわらず令和 7 年度も目標水準を据え置く事業もある。安定的かつ安易に達成できる目標を設定しているように見えなくもないことから、P D C A サイクルが形骸化しないよう、今からでも見直せるものについては見直しを検討いただきたい。
- (No. 25 の事業に限らず、) リーフレットなどを作成・配布する目標については、安易に目標を達成できてしまうため、目標の立て方について十分に検討いただきたい。
- (徴収した労災保険料については、) 本来、労災被災者の療養費等の給付に回すべきだと考える。社会復帰促進等事業は労災保険の付帯的な事業であることから、是非各事業の見直しを行い、事業費の膨らみを抑えていただきたい。
- 安全対策費はいくらでも費用をかけられてしまう中、こうした事業が増えってしまうと、人件費などのランニングコストが増えていくこととなる。これにより、保険料の引上げにつながる懸念されるため、A 評価の事業も含めてしっかりと見直しをいただきたい。また、何年かに 1 回、本当に必要な事業なのかどうかを見直す機会を設けていただきたい。
- 社会復帰促進等事業費の総予算額について、民間事業であれば決算額に対する予算額を検討するべきであるところ、前年度予算額をベースに要求額を

決めているため、決算額との乖離が余裕のある予算となっているように見える。決算額をベースに予算額を検討する機会を設けていただくよう検討いただきたい。

- アウトカム・アウトプット指標の設定方法は難しいと思われることから、BやD評価となった事業であっても、その結果だけでなく設定された指標の内容を含めて評価をすべき。また、記載内容から、一般会計で予算措置すべき事業が、社会復帰促進等事業費から支出されているように見える事業もあるため、社会復帰促進等事業で実施するべきかどうかの精査が必要ではないか。
- 事業費が低執行となることは良いことである一方で、政府の賃上げ要請に応えて行く必要もあることから、官公需として適正な人件費を積むことができるよう、年度途中の契約変更を含めてご検討いただきたい。
- 周知そのものが目的となっている事業がいくつか見受けられる。周知でどこを目指すのかを具体的に定めれば、予算の膨らみを抑えられるのではないか。
- セミナー等で「有用だった」等のアウトカム指標を置いている事業が散見されるが、参加者にどのような行動変容が生じたかなど、一步踏み込んだ目標設定をご検討いただきたい。
- 社会復帰促進等事業は労災保険の付帯的な事業であると考えている。社会復帰促進等事業の中にはロスプリベンション的な要素を担っている事業もある。そういう事業については、給付額がどれほど抑えられたかということも指標化するなど、コストパフォーマンスを考慮することも必要ではないか。

<個別事業について>

○No. 14 労災診療被災労働者援護事業補助事業費

- ・ 令和7年度のアウトカム指標の目標の立て方について、被災労働者の受診医療機関をコントロールするのは非常に難しいものと思料され、結果論になりがちな指標を置くのは疑問。
- ・ 令和7年度アウトカム指標の目標設定について、利用者には様々な事情に

より労災保険指定医療機関で受診しない者がいると推察されるため、98%が安定した水準であればこの水準をキープしつつ追加予算をかけない方法もあるものと思料される。こうした観点で、98%という指標がどれほど適切なのかをご検討いただき、次回ご説明いただきたい。

- ・ 令和7年度アウトカム指標の目標設定について、実績よりも下の98%以上となってることから、前年度以上という設定の方がよいのではないか。人口減少・年齢構成割合の変化に伴い、医療・介護施設等の機能分化を進め、（整理統廃合も含めて）地域ごとに病床数を調整することが検討されていることを踏まえてこの事業そのものをどうしていくのか、抜本的に考えていくべき。
- ・ 2年連続でD評価のため、3年連続でD評価とならないようにしていただきたい。他方で、新たに設定された目標については実績を下回っており、達成しやすい目標を設定しているように見える。
- ・ 労災保険指定医療機関を増やすことは重要であるため、引き続き労災保険指定医療機関への指定申請の積極的な勧奨を行い、その状況は参考指標として本検討会に報告いただきたい。

○No.16 安全衛生啓発指導経費

- ・ 安全週間をやることが目的ではなく、労災を減らしてこの事業にかかる人数を減らすことが本来の目的と考えるため、好事例の周知などを通じて、大企業だけでなく中小企業や個人事業者での労災防止にもつなげていくことを検討いただきたい。
- ・ 技能講習修了証明書一元管理事業の予算が拡充されているが、3.3億円をベースとして令和8年度の予算を検討することが無いようにしていただきたい。
- ・ 技能講習修了証明書一元管理事業のマイナンバー連携に係る予算については、長期的な方向性があるそれを踏まえて現時点ではこのような予算が必要だと説明いただきたい。また、この事業の利便性の観点から、廃止された登録教習機関から入手するデータ以外の任意で提供されるデータについても義務化を検討いただきたい。

- ・ 全国安全週間に係るアウトカム指標①について、令和６年度に 118 回という 2 倍以上の実績を挙げているにもかかわらず、令和７年度のアウトカム指標は 47 回以上と目標値を変更しない理由は何か。
- ・ 技能講習修了者に係るデータの一元的管理のための費用は、そもそも社会復帰促進等事業の目的・趣旨にそぐわないと思料されるため、一般会計で予算措置することも検討いただきたい。

○No.12 長期家族介護者に対する援護経費

- ・ 重要な事業であるため、アウトプット指標の未達成理由が担当者の失念によるものといったことが無いよう、緊張感を持った事業運営を実施いただきたい。
- ・ そもそもの申請件数が少ないものであり各労働基準監督署の担当者のみで徹底することも難しいと思料されるため、厚生労働省から各労働基準監督署へ具体的な手法の周知や進捗管理を行うなどの方法も考えていただきたい。

○No.13 労災特別介護施設運営費・設置経費

- ・ 決まった施設の入居率が変わらず低い。2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方が検討され、要介護者のケア・介護を提供する施設について必要数を整備している中で、この事業をこのまま継続するよりは、被災労働者に特化した施設の必要性について改めて見直すべきではないか。

○No.22 働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組

- ・ 重要な事業であるため、アウトプット指標の未達成理由にある事業者との調整が遅れたといったことが無いよう、緊張感を持った事業運営をいただきたい。
- ・ 令和７年度アウトカム指標の目標設定について、セミナー参加者のその場での理解をまずは指標とすることを否定するものではないが、参加者が実際にどのような取り組みを自社で展開したかなどの事後フォローも重要と思わ

れる。

- ・ この事業をはじめとしてリーフレットを配布して周知するものが多いが、ペーパーレス化を進めることも検討してほしい。学生等への周知はQRコードの活用等、紙を使わない手法も検討いただきたい。

○No. 37 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し

- ・ 働き方改革推進支援センターについては、従前より期待をしているところであり、機能維持を要望したい。中でもコンサルティングのニーズは高く、働き方改革の喫緊の課題として、充実・強化をお願いしたい。
- ・ 平成29年の法改正以降、何年も経過しているため規模の縮小をお願いしたい。特に不妊治療のための休暇制度等環境整備事業については、社会復帰促進等事業の趣旨・目的に沿っているものか疑問。

○No. 21 産業保健活動総合支援事業

- ・ 小規模事業場へのストレスチェックの拡大のためには、地域産業保健センターの機能強化が重要であり、体制整備等に必要な予算を確保いただきたい。

○No. 23 メンタルヘルス対策等事業

- ・ 前年比予算減だが、今後ストレスチェックの対象義務拡大などが予定されているところであるため、必要な予算を確保いただきたい。

○No. 24 治療と職業生活の両立支援事業

- ・ アウトカム指標のベースとなるアンケートへの回答率が低調と聞いており、回答率の向上に向けた努力が必要ではないか。

○No. 25 職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費

- ・ 令和7年度のアウトプット指標は、前年度と同様ポスターやリーフレットの作成・配布と設定されているが、この目標は実施主体が紙媒体を作成・配布するだけで目標を達成できてしまうため、手法や目標の妥当性を事後的に検証することが困難。

- ・ 基本方針にもあるとおり、可能な限り複数の目標を設定することが望ましい。例えば、①の周知広報については、ポータルサイトへのアクセス数やシンポジウムの実施回数・集客数を含める、②の取組支援に係る事業についても、業界共通の対応指針の策定等や研修の実施回数・集客数を含めるといった目標の設定が考えられるのではないか。

○No. 26 建設業等における労働災害防止対策費

- ・ 手すり先行工法が普及してきたことから、このような予算事業を実施するのではなく、様々なメーカーの部材が市場に出回っていることを踏まえ、国で構造規格を策定する検討会を設置し、安衛法による法規制を検討いただきたい。

○No. 32 働く女性の健康支援事業

- ・ 雇用均等行政情報化推進経費について、雇用環境・均等部（室）や総合労働相談コーナーに寄せられる相談には、母性健康管理措置以外の労働相談等が含まれるほか、本事業は記録の情報化を内容とするものであるため、社会復帰促進等事業の目的・趣旨にそぐわないと考える。また、予算執行率も踏まえた予算額の適正化を検討いただきたい。

○No. 33 外国人技能実習機構交付金

- ・ 育成就労制度が令和9年度から開始することから、令和8年度の予算要求等に関しては、機構の体制強化のため増額をお願いしたい。

○No. 36 未払賃金立替払事務実施費

- ・ 企業の倒産件数が10,000件以上と非常に多くなっているところ、十分な予算を確保いただき、立替払いに支障がないようにお願いしたい。

○No. 38 テレワーク普及促進等対策

- ・ 社会復帰促進等事業で支出すべき事業であるかは依然として疑問がある。

○No. 40 中小企業退職金共済事業経費

- ・ 社会復帰促進等事業で支出すべき事業であるかは依然として疑問がある。

○No. 41 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費

- ・ 社会復帰促進等事業で支出すべき事業であるかは依然として疑問がある。

○No. 44 フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業

- ・ フリーランスの取引適正化にかかる内容であり、社会復帰促進等事業費で対応する理由を明らかにしていただきたい。
- ・ フリーランスの取引上のトラブルに関する相談対応には、安全衛生確保以外の内容も含まれ得ると考えられ、相談者が労災保険の特別加入者に限らないと思われるため、社会復帰促進等事業の目的・趣旨にそぐわないのではないか。